

小川村木質燃料ストーブ購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林資源の活用促進により森林環境の保全及び地球温暖化防止対策を図るとともに、林業及び木材産業を中心とした地域経済の活性化に資することを目的とし、木質燃料ストーブの購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、小川村補助金交付規則（昭和52年3月31日規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において木質燃料ストーブとは、薪、端材等を燃料として使用するストーブ又は木質ペレット（おが粉状にした木材を円柱状に圧縮成形した固形燃料をいう。）を燃料として使用するストーブをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、村内に住所を有する個人、自治会若しくは村内で活動する住民団体又は村内に事業所、事業施設等を有する事業者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 木質燃料ストーブを、自ら居住する住宅又は活動施設（団体の活動のために使用する施設をいう。）若しくは事業所、事業施設等で暖房用として設置するものであること。
- (2) 木質燃料ストーブは、村内に事業所又は代理店を有する者から購入するものであること。
- (3) 木質燃料ストーブの使用状況等について、村が行うモニター調査及び事例発表等の啓発事業に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) この要綱による補助金の交付を受けたことがある者
- (2) 村税を滞納している者

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び限度額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率及び限度額
税込本体価格10万円以上の木質燃料ストーブの購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内 (ただし、10万円を限度とする。)

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木質燃料ストーブを購入する前に木質燃料ストーブ購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 木質燃料ストーブの税込本体価格が記載された見積書の写し
- (2) 木質燃料ストーブのカタログ
- (3) 設置予定箇所の写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、木質燃料ストーブ購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、当該申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、木質燃料ストーブ購入補助金変更・中止申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の条件)

第8条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となった木質燃料ストーブをその設置後6年を経過することとなるまでは、村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付又は担保に供してはならない。
- (2) 木質燃料ストーブの設置及び使用に当たっては、その使用による煙の発生について、近隣住民等に迷惑とならないように留意するとともに、火災予防上の安全を確保しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、木質燃料ストーブの設置を完了したときは、木質燃料ストーブ購入補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 木質燃料ストーブの税込本体価格が記載された領収書の写し
- (2) 設置箇所が確認できる写真
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 村長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、木質燃料ストーブ購入補助金交付確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）